

第36回共同連全国大会in愛知

(共同連 結成35周年 記念大会)

研修会 資料

「今こそ『共働』へ！
社会的協同組合への道を」

日程 2019年9月14日(土)9:30～11:45

会場 ウィルあいち

会議室・セミナールーム

主催 特定非営利活動法人共同連

第36回共同連全国大会in愛知 実行委員会

後援 厚生労働省 愛知県 名古屋市

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

特定非営利活動法人DPI日本会議 全国手をつなぐ育成会連合会 きょうされん

日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会

ワーカーズ・コレクティブ ネットワークジャパン

中日新聞社 朝日新聞社 読売新聞社 公益財団法人ヤマト福祉財団

第36回 共同連全国大会in愛知 研修会 資料

目 次

1 研修会	全体説明	1
2 各研修会		
第1研修会	名古屋城エレベーター問題の今とこれから	2
第2研修会	障害者就労の仕事起こし	15
第3研修会	一般就労支援の地域的課題	30
第4研修会	障害児の普通高校入学の壁	43
第5研修会	地域共同基金の設立	51
第6研修会	地域循環共生圏の中で、共に働く場所をつくる	59

第2日目 9月14日(土)9:30～11:45 研修会 会場 ウィルあいち
会議室・セミナールーム

※司会・発題者

第1研修会 名古屋城エレベーター問題の今とこれから

名古屋城木造復元に際し、EVを設置しないとした河村名古屋市長。

今や石垣問題で身動きできなくなっている木造復元問題を全国でのバリアフリーの課題と共に考えます。

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会・名古屋城総合事務所

第2研修会 障害者就労の仕事起こし

Aネットあいちが始まったのは2017年2月。愛知障害者就労共同・受注販売センターが生まれたのは2018年4月。東海地域の障害者事業所の仕事起こし、活性化をどう進めるのか。全国の事例と共に検討します。

Aネットあいち・みんなのわ

第3研修会 一般就労支援の地域的課題

わっぽの会で、名古屋での障害者就労援助センターが始まったのは、1993年。1990年代後半より障害者の一般就労を応援する国や自治体の制度は充実したものの、一般就労支援は進んでいるのでしょうか。

なごや/尾張中部障害者就業・生活支援センター・ノックス葵
障害者就労支援センターめいりは

第4研修会 障害児の普通高校入学の壁

障害のある子が普通学校に行けるよう「共育」を求める運動が愛知で始まったのは1980年代。名古屋では小中学校への入学はしやすくなったとはいいうものの、高校の壁は依然として厚い。いかにその壁を崩していくのか。

名古屋「障害児・者」生活と教育を考える会・高校入学を考える障害児の親・本人

第5研修会 地域共同基金の設立

今年1月生活困窮者の生活を応援する「地域共同基金」の準備会が始まりました。正式に地域共同基金が立ち上がり、出資や寄付の基金集め、それを運用・運営する会員集めが始まろうとしています。

地域共同基金「ソーネ基金」準備会・グラミン日本・セカンドハーベスト名古屋

第6研修会 地域循環共生圏の中で、共に働く場所をつくる

愛知県津島市のしげんカフェが始まったのは2013年。しげんカフェシステムズに加わる団体は5団体となり、東京にも拡がってきています。ソーネおおぞねでも、昨年から準備が始まり、更に地域のリサイクル拠点として発展しようとしています。

しげんカフェシステムズ・企業組合あうん・ワーカーズ・コレクティブスユンタン

第1研修会

名古屋城エレベーター問題の今とこれから

現天守の解体許可が文化庁から得られず、2022年末の完成目標を断念した河村市長。市長は当初より「史実に忠実な復元」を理由として名古屋城にエレベーターを設置しない方針を貫いています。それに対して「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」は署名、ハンガーストライキ、日弁連への人権救済などの行動で異議申し立てを行ってきました。今後、名古屋市はバリアフリーへの対応は国内外からの「昇降に関する新技術」を公募することによって行うとしています。この研修会では、全国のみなさんと名古屋城エレベーター問題の本質と今後について議論します。

【司会】

辻直哉さん

(名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会)

1971年生。福岡県出身。22歳の時に交通事故にて頸髄を損傷し、生活において車いすを常時使用する。

2004年日本福祉大学社会福祉学部卒業、社会福祉士取得。

現職 愛知障害フォーラム(ADF)事務局長

愛知県重度障害者団体連絡協議会 副会長

DPI 日本国議常任委員兼事務局次長

愛知県障害者施策審議会委員

愛知県防災会議幹事会委員

愛知県人にやさしい街づくり推進委員会委員

【発題者】

近藤佑次さん

(名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会)

森本章夫さん

(名古屋城総合事務所 木造天守閣昇降技術開発等担当主幹)

卷之三

名古屋城工事ベーター問題の今とこれから

第36回共同連全国大会 IN 愛知 第1研修会
名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会
共同代表 近藤左右次

名古屋市が公募の条件に出した要求書

技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）

による公募型プロポーザル

業務要求水準書

(5) ニューバーサルデザイン（配達する事業について必要な方に応じて、各業種別に標準仕様を確立して販売する）

(6) 求じた利用者が主にどこへ…せが半導体イン

チルチサウルスが開拓者たちが、このはアレシードの影響を被ります。アラセスが事務

と見る面識を保持す。また、流動物に對しても、阿値が運営が直經な運営を実現

する。

(7) 敷地から出入りへの移動空間は絶然のない、計画とする。

(8) 各種ナシは、新しい守定所が相應度に差異があること。

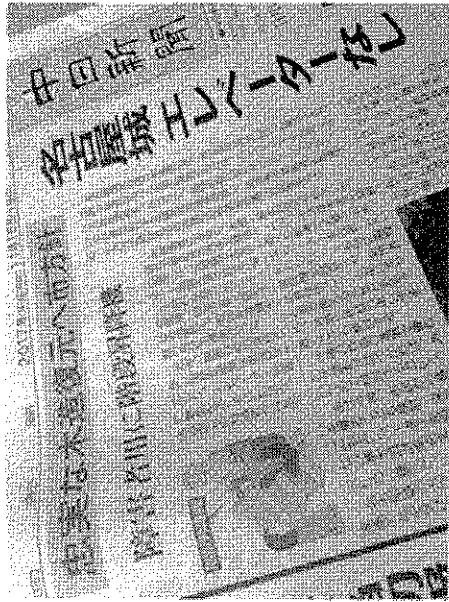
(9) 駆けつけ等を確保する。

- ・2009年に河村氏が名古屋市長に。2017年に天守閣木造化を公約の一つとして4選。
 - ・2015年12月、名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式による公募型プロポーザル(昇降機やバリアフリーの項目あり)。
 - ・2016年3月、プロポーザルの結果、株式会社竹中工務店名古屋支店が優先交渉権者として決定(評価結果の項目にバリアフリーがある)。

株式会社竹中工務店による技術提案書

ボランティアがおんぶすればいい?

2017年11月 エレベーターなし報道



今の名古屋城にはエレベーターがあります



古跡名史特別史跡4月24日30年平成

→障害当事者はオフサーべー 講論会 勉強会

→障害当事者はオブザーバー議論なし、結論なし

名古屋城木造復元天守のバリアフリーに関する 府内プロジェクトチーム検討体制

→ 開催の形跡なし 資料・議事録不存在

天守閣内エレベーター定員23人×2基 屋外エレベーター定員11人

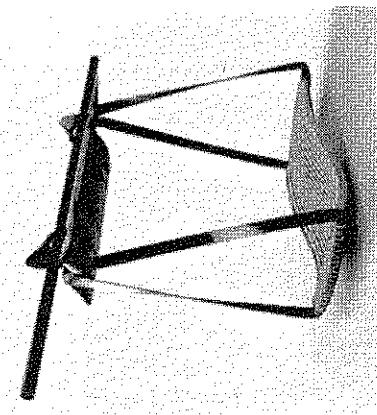
2018年5月 名古屋市が結論

【木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針】
史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通じてバリアフリーに最善の努力をする。

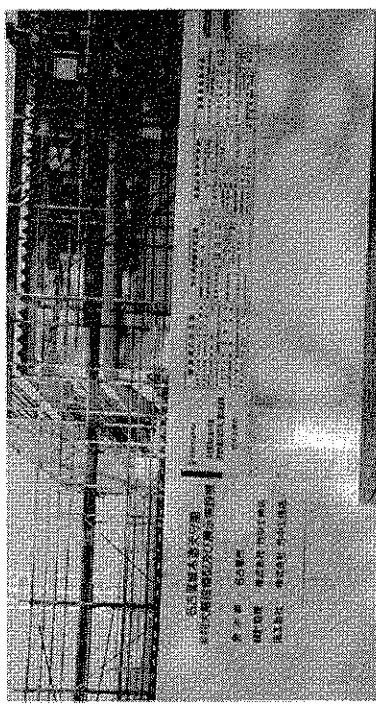
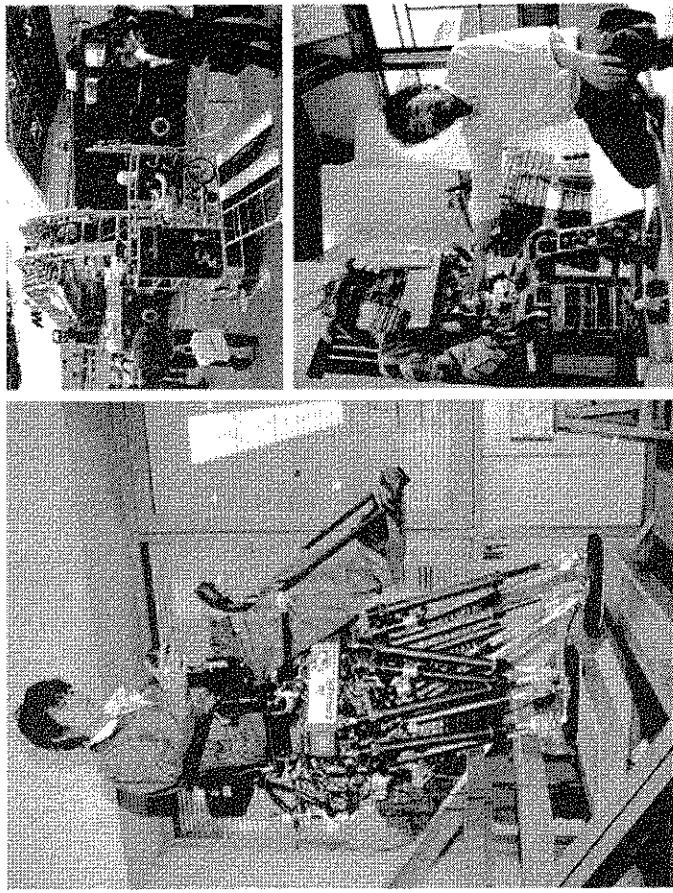
名古屋市の想定する新技術

- 路段を上る車いす型口ボット ■ フォークリフト・高所作業車
- 装着型の移動支援装置 ■ VR・分身ロボット
- 車いすに乗つたまま乗降可能なチエアリフト ■ 車いすに乗つたまま乗降可能なはしご車
- 車いす用段差解消機 ■ 搭乗可能なドローナ
- 二足の移動補助ロボット ■ パワードスツーツ
- 人工筋肉 ■ 他、国際コンペ

新技術の数々
(特別史跡名古屋城跡(ベリアフ
リー説明会を2回開催))



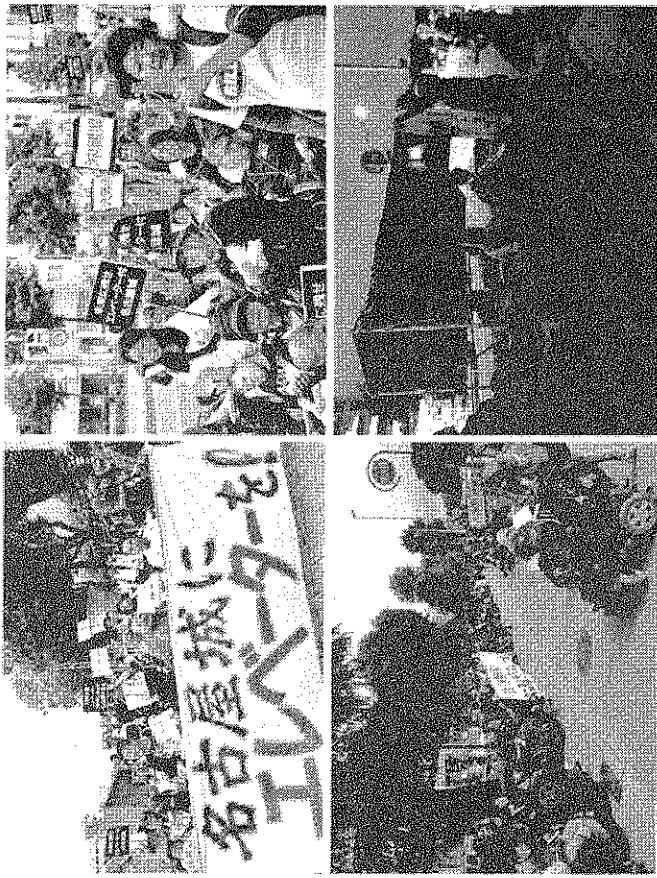
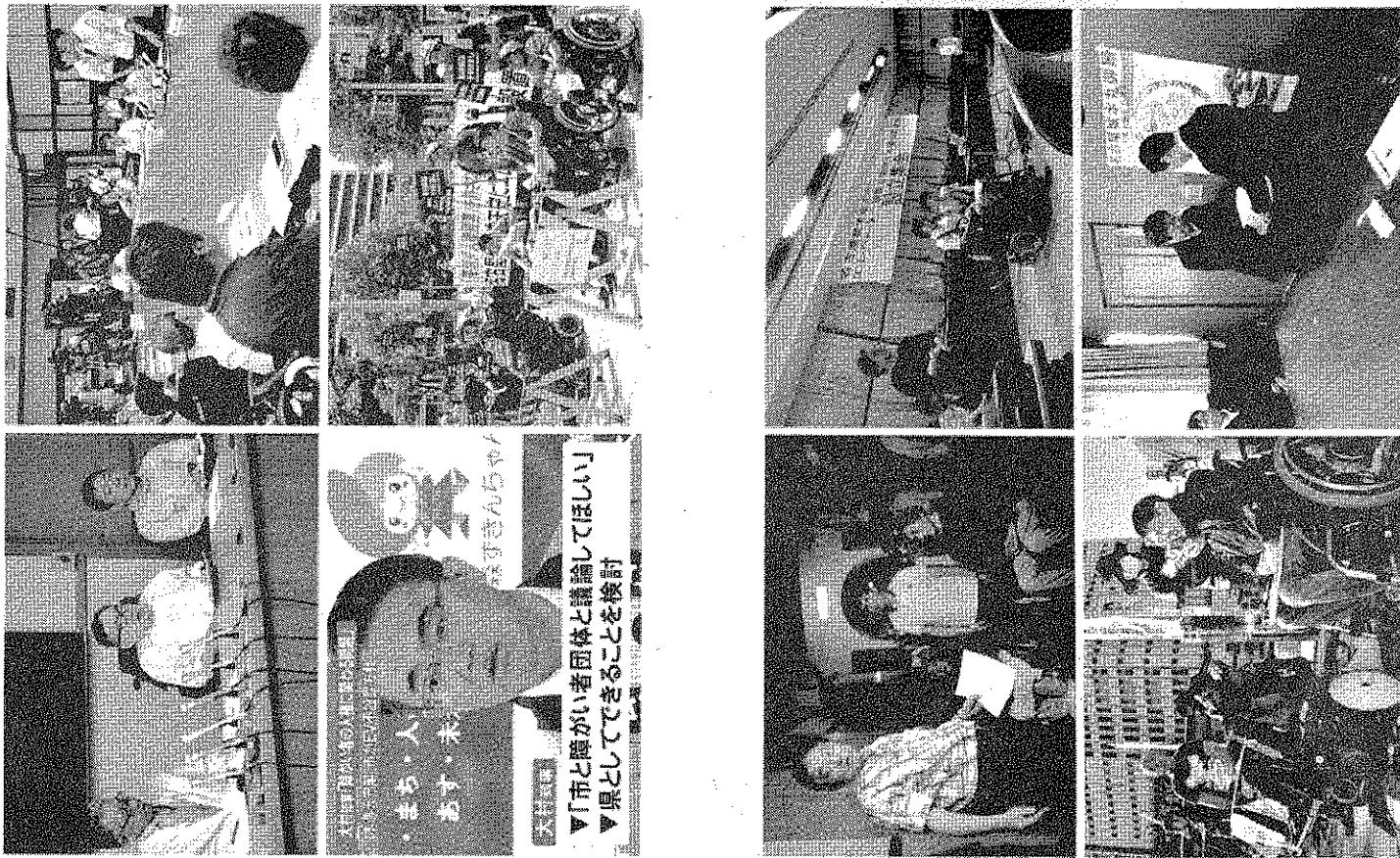
河村市長「今よりもっとバリアフリーになる」



準備が進む「国際コンペ」と「実物大階段模型」の建設

「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」を設立し、様々な活動を行っています。

- ・要望書の提出
- ・市長との面談
- ・デモ行進に全国から600名
- ・48時間のハンガーストライキ
- ・愛知県知事との面談
- ・集会、シンポジウムの開催
- ・文化庁訪問
- ・日弁連へ人権救済申立
- ・約2万筆の市民署名提出



障害者権利条約違反

- ✓ 平等の保護及び利益を受ける権利を侵害
- ✓ 社会全体の意識の向上に逆行
- ✓ 公衆に解放される建物を利用する機会の確保せず

不当な差別的取扱い

合理的配慮の不提供

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないとときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

障害者差別解消法（基本方針）

不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対するは付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

障害者差別解消法（基本方針）

合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

障害者差別解消法（基本方針）

名古屋市障害のある人も共に生きるために 障害者差別解消推進条例

- 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人、的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止

第8条

市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

7.

不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

運動の成果である様々な法制度

国

- 建築基準法
- バリアフリー新法
- 障害者差別解消法
- 愛知県
国際障害者権利条約
(2014年1月に批准)
- 人にやさしい街づくり条例
- 障害者差別解消推進条例

名古屋市

- 福祉都市環境整備指針
- 障害者差別解消推進条例

もはや名古屋だけの問題ではない！

歴史的な建物において必ず出てくる問題

「史実に忠実」×「バリアフリー」

最大で500億かかる公共事業である事

エレベーター無しば福祉の後退につながる

1 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術公募の考え方

背景

- 名古屋城天守閣は、慶長17年（1612年）に完成し、昭和5年（1930年）に城郭建築として国宝第1号に指定されたが、昭和20年（1945年）に戦災により焼失した。
- その後、昭和34年（1959年）に現在の鉄骨鉄筋コンクリート造で再建されたが、再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保など様々な問題が顕在化している状況である。
- 天守閣を木造により復元する名古屋城天守閣復元事業は、このような現天守の課題を解決するだけでなく、豊富な史料を基に真実性の高い復元を行うことにより、復元された本丸御殿と相まって、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させ、観光面の魅力を向上させるものである。
- 現代社会において、障害のある方や高齢者を含むすべての方がより快適に文化財に親しむことができるような文化財の活用のためのバリアフリー化は重要である。



- 名古屋城木造天守閣復元事業は※史実に忠実な復元を行うものである。
- 木造天守閣の史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立するために英知を結集して臨むべきである。



- 史実に忠実に復元する木造天守閣には通常のエレベーターを設置することができないため、斬新かつ実用的なバリアフリー技術を世界中から募り実用化する。
- 木造天守閣の史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立するとともに、先進的バリアフリー技術をものづくりのまち名古屋から発信し、展開していく。

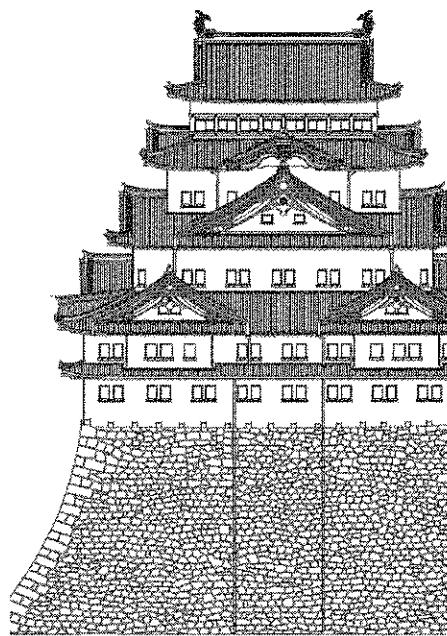
※ 史実に忠実な復元として「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」の精神を尊重し「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準(平成27年3月30日史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会)」を準拠するものとする。

2 新技術の公募概要(案)

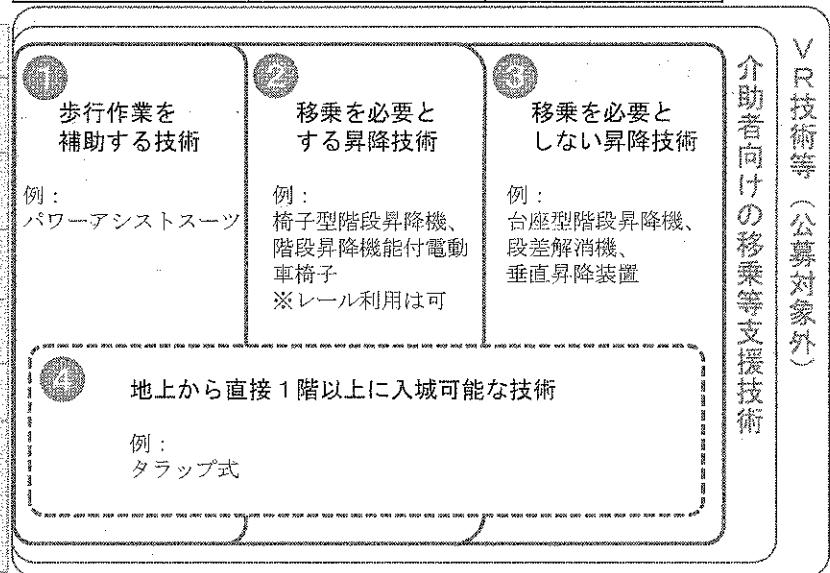
名 称	名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募 NAGOYA CASTLE CHALLENGE	
主 催	名古屋市	
期 間	2019年度	公募開始、書類受付
	2020年度	書類受付、試作品審査
	2021年度	最終審査
	2022年度以降	実用化
募集部門	○ 4部門 ① 歩行作業を補助する技術（歩行にハンディがある方向け） ② 移乗を必要とする昇降技術（車椅子の移乗ができる方向け） ③ 移乗を必要としない昇降技術（車椅子の移乗が困難な方向け） ④ 地上から直接1階以上に入城可能な技術 各部門の最優秀者を選定。各々が実用品開発の契約候補者となる	
審査方法	○ 最低要求水準、加点対象項目に准拠した審査員による総合評価	
評価選定	○ 試作品審査：各部門1者ずつ計4者に開発費として補助金を交付 ○ 最終審査：各部門の最優秀者を選定	
参加資格	○ 大学、研究機関、民間企業、個人を問わない ○ 必要に応じて、参加者同士による共同事業体を認める	
知財管理	○ 自己調達による試作のため、すべて参加者に帰属 ○ 知財等については、必要な応じて参加者自身で取得する等管理	
遵守基準	○ 法的要件事項の認可等を実用化までに各自参加者負担で取得	
情報公開	○ 参加者の紹介 ○ 試作品審査、最終審査の審査結果の公開 ※ 審査中映像も公開を検討中（ホームページ、YouTube、SNS、マスメディアなど）	

3 募集部門(案)

※例示以外の新技術も歓迎！



歩行にハンディ がある方	車椅子の移乗 ができる方	車椅子の移乗 が困難な方
-----------------	-----------------	-----------------



- ①歩行作業を補助する技術、②移乗を必要とする昇降技術、③移乗を必要としない昇降技術、
- ④地上から直接1階以上に入城可能な技術の4部門
- ・介助者向けの移乗等支援技術については、補助的な技術であるため、独立部門とはせずに参加者間での組合せ等による提案を推奨
- ・VR技術等については、すべての方を対象とするため、本公募以外で検討していくことを想定
- ・各部門についての最優秀者を実用品開発契約の契約候補者として選定

4 全体スケジュール(案)

公募期間

2019年
(令和元年)

2020年
(令和2年)

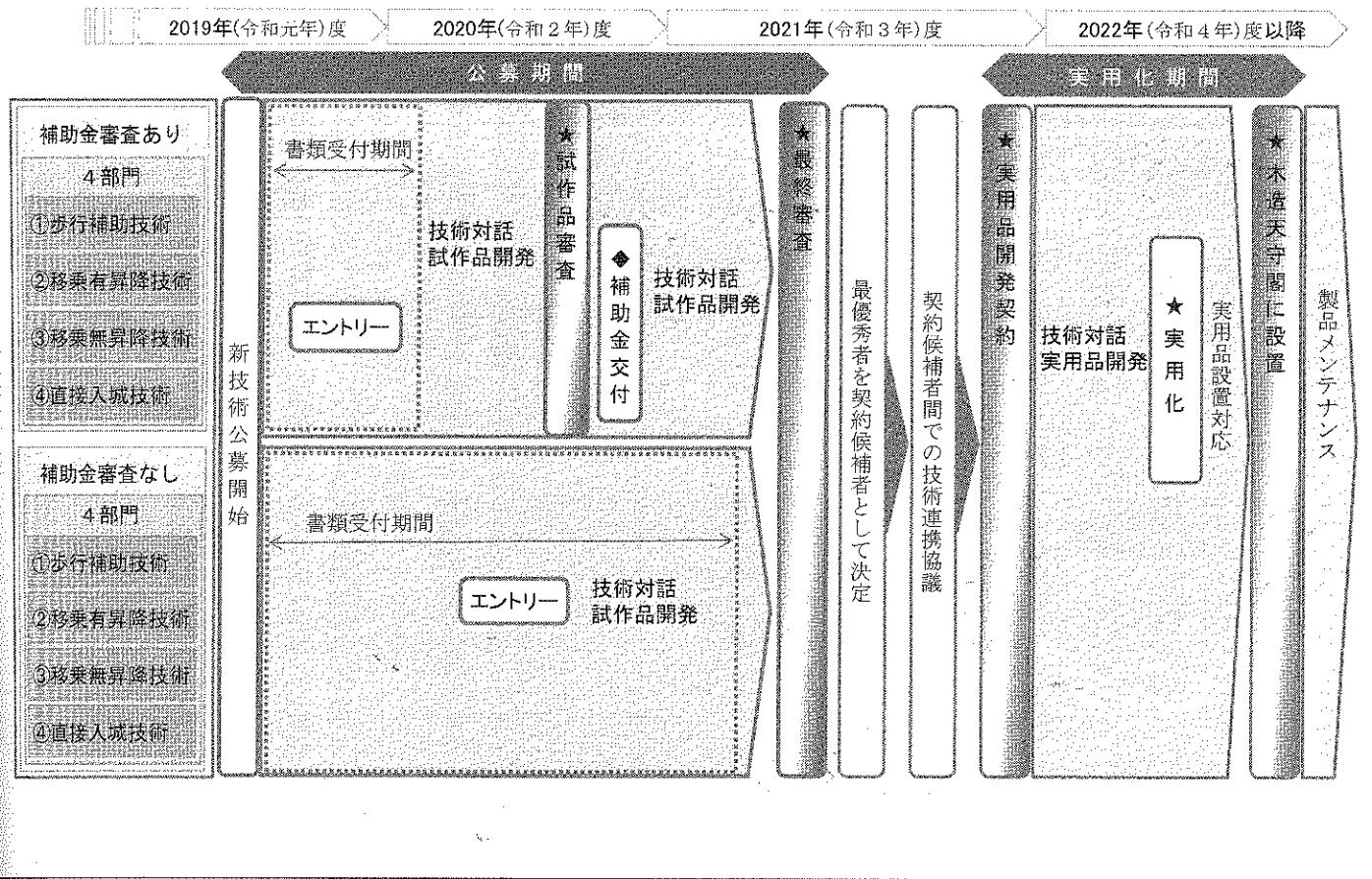
2021年
(令和3年)

2022年以降
(令和4年以降)



※ 本資料の内容は2019年6月中旬段階のもの

5 公募スケジュール(案)



6 審査基準(案)

①書類評価

区分	審査基準						
法令関係	<ul style="list-style-type: none"> 必要な許認可が得られる見込みがあること 						
最低要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 安全性: 自主基準等による安全性の検証を行うこと 価格: 買取り費用が指定する金額以下であること 実現性: 提案に実現性があること、天守閣実装後も日本国内にサポート体制があること 新技術: 技術そのものに革新性がある、もしくは、既存技術であつても導入・設置のための改良に革新性があること 						
加点対象項目	<table border="1"> <tr> <td>安全性能</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 自主検査等により安全性を確保できること 外部評価等により、安全性が認められる見込みがあること </td></tr> <tr> <td>価格</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 買取り費用抑制が見積にて提案され、費用抑制の工夫が記載されていること 天守閣設置後の維持管理費用を低く抑えられること </td></tr> <tr> <td>実現性</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 天守閣木造復元までを期限とする実用化開発・設置工程及び体制であること </td></tr> </table>	安全性能	<ul style="list-style-type: none"> 自主検査等により安全性を確保できること 外部評価等により、安全性が認められる見込みがあること 	価格	<ul style="list-style-type: none"> 買取り費用抑制が見積にて提案され、費用抑制の工夫が記載されていること 天守閣設置後の維持管理費用を低く抑えられること 	実現性	<ul style="list-style-type: none"> 天守閣木造復元までを期限とする実用化開発・設置工程及び体制であること
安全性能	<ul style="list-style-type: none"> 自主検査等により安全性を確保できること 外部評価等により、安全性が認められる見込みがあること 						
価格	<ul style="list-style-type: none"> 買取り費用抑制が見積にて提案され、費用抑制の工夫が記載されていること 天守閣設置後の維持管理費用を低く抑えられること 						
実現性	<ul style="list-style-type: none"> 天守閣木造復元までを期限とする実用化開発・設置工程及び体制であること 						

6 審査基準(案)

②実技評価

区分		審査基準
最低要求水準	史実に忠実	<ul style="list-style-type: none"> 柱や梁などの工芸品を変更しないこと 取り外すことができず、中東に忠実な状態に保つことができる設置手法とするべし
	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも1階層以上昇降できること
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> 転倒等することなく昇降できること
加点対象項目	史実に忠実	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り外観や内観をそなわないこと 誰もが乗れる 誰もが簡単に使える
	バリアフリー (※7つの基準)	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人（健常者）の移動と同じような時間で移動できる たくさんの利用が連續してできる 一般の人の移動と併立しない 天守閣の最上階まで上がる 面白い思いをして乗れる
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> より確実な安全性が認められること
	汎用性	<ul style="list-style-type: none"> 他の文化財にも転用できること 一般の建物にも転用できること

※ 7つの基準は30年度のバリアフリー説明会でいただいたご意見

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さんの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。

その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。

したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。

- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

3. 内部エレベーター

- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

4. 外部エレベーター

- ・都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

5. 基本方針

- ・史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるようを目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。
- ・例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・再建後は元来の姿を見る能够性を高めるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。